

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年9月6日

金ヶ崎町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する変更計画を認定したので、同法第8条4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				金ヶ崎町六原、三ヶ尻、西根、永沢地内	無	令和2年度～令和6年度	金ヶ崎町多面的活動組織広域協定
○				金ヶ崎町三ヶ尻及び西根地内	無	令和3年度～令和5年度	清水端農友会